**別添資料**

阿寒湖アイヌアーティストのブランド化事業業務委託に係る企画提案募集要項

１　事業目的

本事業は、アイヌ文化に関心の高い国内外の層に向けて、阿寒湖温泉におけるアイヌ民族の手仕事、舞踊、音楽等を伝承、実践するアーティストの効果的なプロモーションを行うほか、新たな商品開発・販売ルートの開拓を行い、アートや商品、そして阿寒湖アイヌコタンの更なるブランド化を図るとともに、アイヌ文化による阿寒湖温泉の観光振興を図ることを目的とする。

２　業務内容

　　別紙①「阿寒湖アイヌアーティストのブランド化事業業務委託について」、別紙②「阿寒湖アイヌアーティストのブランド化事業業務委託要求水準書」のとおり。

３　実施期間

　　実施期間は、契約締結日から２０２３年（令和５年）３月１７日までとする。

４　参加資格要件

1. 公募型プロポーザル方式に参加することができる者は、単独企業又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。ただし、１つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。
2. 単独企業及びコンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

ア　日本国内に本店、支店または営業所を有していること。

イ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。

エ　法人税（国税）及び法人住民税（本業務を実施する事業所や事業者が所在する市区町村により課税される法人住民税）並びに消費税及び地方消費税について、未納がないこと。

オ　釧路市暴力団排除条例第２条に規定されている暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当しないこと。

カ　コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

５　企画提案に係る手続き

（１）参加表明書の作成及び提出方法

ア　提出書類

　　釧路市告示４（１）アに記載する提出書類。

イ　提出期間

２０２２年（令和４年）４月２８日から２０２２年（令和４年）５月１０日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時から１７時まで。

ウ　提出先

郵便番号085-0467　釧路市阿寒町阿寒湖温泉２丁目６番２０号

釧路市産業振興部阿寒観光振興課（担当：宮下・後藤・天野）

電話：0154-67-2505　　ＦＡＸ：0154-67-2839

e-mail：ak-akankankou@city.kushiro.lg.jp

エ　提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）によることとし、電子メールやＦＡＸによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合においては、提出期間内に提出先に必着のこと。

（２）企画提案書作成及び提出方法

参加表明書及び関係書類（以下、「参加表明書等」という。）による参加資格の要件審査の適否については参加資格要件審査結果通知書（様式第３号）により通知する。参加資格が適合と判定された者（以下、「資格適合者」という。）は企画提案書を作成し提出することができる。

ア　提出書類

　　釧路市告示５（１）アに記載する提出書類。

　　※その他企画提案を説明する補足資料があれば添付可とする。（任意様式）

イ　提出部数

　　正本１部　副本１０部

ウ　提出期間

２０２２年（令和４年）５月１２日から２０２２年（令和４年）５月２５日までの土曜日及び日曜日を除く毎日、９時から１７時まで。

エ　提出先

　　　 上記５-（１）-ウに同じ。

オ　提出方法

　　 持参又は郵送（書留郵便に限る。）によることとし、電子メールやＦＡＸによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合においては、提出期間内に提出先に必着のこと。

1. 企画提案書の提出にあたっての留意事項

ア　提出された企画提案書は、提出期限までは自由に改変できるものとする。ただし、変更しようとする場合には、提出された書類一式を一旦持ち帰り、あらためて企画提案書及び関係書類一式を提出すること。

イ　提出期限を過ぎた後は、企画提案書及び関係書類の変更はできない。

ウ　理由の如何を問わず、企画提案書の提出期限の延長は行わない。

エ　副本１０部については、提案事業者を特定できる表現（たとえば、会社名など）は

　　すべて黒塗りにするなどして特定できないように加工すること。

（４）失格となる資格適合者

資格適合者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書等及び企画提案書を無効とし、その者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

ア　企画提案書及び関係書類が提出期限までに提出されない場合。

イ　提出された全ての書類内容に虚偽の記載があった場合。

ウ　本募集要項４に定める参加資格要件を満たしていない、若しくは満たすことができなくなった場合。

エ　その他、本募集要項の定めに反した場合。

オ　本件に関して不正行為等があった場合。

（５）無効となる企画提案書等

　企画提案書による要件審査において、提出された企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。なお、無効と判断された場合は、企画提案書要件審査結果通知書（様式第５号）により通知する。

　　ア　提出方法が本募集要項に適合しない場合。

　　イ　作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しない場合。

　　ウ　記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。

　　エ　虚偽の内容が記載されている場合。

（６）その他

　　ア　使用する言語は日本語とし、使用する通貨は日本国通貨とする。

　　イ　参加表明書等、企画提案書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

　　ウ　提出された参加表明書等、企画提案書は、市は提出者に無断で使用しない。

　　エ　提出された参加表明書等、企画提案書は、返却しない。

　　オ　企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

６　本プロポーザルに関する質問及びそれに対する回答の方法等

（１）質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書等及び企画提案書の作成、提出に係る質問のみとし、様式第６号により電子メールまたはＦＡＸにて受け付ける。ただし、評価及び審査に係る質問は一切受けつけない。

（２）提出先

上記５-（１）-ウに同じ。

（３）提出方法

質問は電子メールまたはFAXによるものとする。なお、質問者は必ず着信したことを確認すること。

（４）受付期間

２０２２年（令和４年）５月１２日から２０２２年（令和４年）５月１６日までの毎日、９時から１７時まで。

（５）回答方法

質問に対する回答方法は、質疑応答集を作成して、質問を市が受理した日から２日以内（土曜日及び日曜日を含まない。）に、参加表明書を提出した全ての者に電子メールで送信するものとする。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

７　企画提案書の評価及び審査方法

1. 審査方法

ア　企画提案書等の審査は、プロポーザル審査委員会において行うものとする。

イ　参加表明書等による要件審査

　　 本プロポーザルへの参加資格については、提出された参加表明書等により参加資格要件を確認し、適否を判定する。参加資格適合と判定された者（以下、「資格適合者」という。）に対しては、書面（様式第３号）によりその旨を通知し、企画提案書の提出を要請する。この審査において非適合と判定された者に対しては、書面（様式第３号）によりその旨を通知する。

ウ　企画提案書による要件審査

　　資格適合者により提出された企画提案書について、募集要項５（５）の基準に基づき要件審査を行う。この審査において、企画提案書が無効と判定された者については、書面（様式第５号）によりその旨を通知する。

エ　企画提案書による内容審査

　　プロポーザル審査委員会において、企画提案書のプレゼンテーションを経た上で、内容審査を行い、最優秀提案事業者を選定する。

　（２）評価項目及び基準等

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | | 評価基準 | 要求水準書  位置づけ | 配点 | 評価点数 | | | |
| 優 | 良 | 可 | 不可 |
| 運営体制・実績  （10点） | | 本事業を円滑に実施するための適切な実施体制、責任者、スタッフ等を確保しているか。 | １(1) | 5点 | 5 | 3 | 1 | 0 |
| アート・商品、阿寒湖アイヌコタンのブランド化、阿寒湖温泉の観光振興という目的達成のために必要な実績と能力を提案者自体が有しているか。 | １(2) | 5点 | 5 | 3 | 1 | 0 |
| 企画提案内容 | １　企画  概要  （15点） | (1) 本事業の目的を反映した実施方針・コンセプトを提示しているか。 | ２(1) | 5点 | 5 | 3 | 1 | 0 |
| (2) 提案する事業の構成内容や実施スケジュールが適切か。 | ２(1) | 5点 | 5 | 3 | 1 | 0 |
| (3) 要求水準書の内容の他に独自の提案がなされているか。 | - | 5点 | 5 | 3 | 1 | 0 |
| ２ ホームページの更新  （10点） | 阿寒湖アイヌコタンブランドの認知度や関心の向上に資するための工夫がなされているか。 | ２(2) | 10点 | 10 | 5 | 2 | 0 |
| ３　動画・写真の作成  （10点） | 阿寒湖アイヌコタンブランドの認知度や関心の向上に資する内容になっており、外国人にも内容が伝わるよう工夫がなされているか。 | ２(3) | 10点 | 10 | 5 | 2 | 0 |
| ４　メディアを活用した情報発信  （20点） | (1)事業目的を達成するための効果的な情報発信が検討されているか。 | ２(4) | 10点 | 10 | 5 | 2 | 0 |
| (2)フォロワー数や閲覧数を伸ばすための検討がされているか。 | ２(4) | 10点 | 10 | 5 | 2 | 0 |
| ５　商品開発と販売ルート開拓  （20点） | (1)営業先の選定、営業方法、その相手方について具体的な検討がされているか。また、コンサルンの営業人材が自力で営業ができるような工夫がなされているか。 | ２(5) | 15点 | 15 | 10 | 5 | 0 |
| (2) 手仕事による商品開発と、比較的手ごろな価格帯で量産可能なコンサルンのオリジナル商品の開発について具体的な検討がされているか。 | ２(5) | 5点 | 5 | 3 | 1 | 0 |
|  | ６　展示会の出展や企画展・販売会の開催  （10点） | 事業目的を達成するための効果的な展示会や企画展・販売会が検討されているか。また、これまでに制作した什器及びアイヌ工芸品を十分に活用した内容になっているか。 | ２(6) | 10点 | 10 | 5 | 2 | 0 |
| 価格  （5点） | | 見積金額が提案内容に対して適正であるか。 | ３ | 5点 | 5 | 3 | 1 | 0 |
| 合　　　　計 | | |  | 100点 |  |  |  |  |

８　非適合理由、無効理由、非特定理由の説明に関する事項

（１）非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求

参加資格要件を満たさない場合を非適合と言い、本募集要項５（５）で示す項目に該当した場合を無効と言い、またプロポーザル審査委員会の選定結果を踏まえ当該委託業務の内容に適すると認められる事業者に特定されなかった場合を非特定と言うこととする。

非適合、無効、非特定と判断された者は、それぞれ、通知書に記載された説明要求書提出期限までに書面（任意様式）により担当部署に対してそれぞれの理由の説明を求めることができる。

1. 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求書の提出方法等

ア　提出先

上記５-（１）-ウに同じ。

イ　提出方法

書面（任意様式）によるものとする。

ウ　受付期間

説明を求めることができる期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時から１７時まで。

（３）非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求に対する回答

説明要求に対する回答は、説明を求めることができる最終期日の翌日から起算して３日以内（土曜日及び日曜日を含まない）に要求者に対し書面により行う。

９　業務委託契約に関する事項

（１）見積書徴取の相手方として特定

最優秀提案事業者を審査委員会において選定し、市長はこの選定結果を踏まえ、最も適すると認められる事業者を特定し、その事業者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手方とする。なお、事業者の特定結果については、事業者特定結果通知書（様式第７号）により通知する。

（２）業務委託契約金額

業務委託契約金額は、原則として、特定者の提案した企画提案書内に記載された見積額の金額とする。

（３）業務委託契約内容等

本業務委託契約は、業務委託契約書によるものとする。

1. 委託料の支払い

業務委託に関する委託料の支払いについては、原則として、業務ごとに一括精算払いとする。ただし、必要のある場合は、市と特定者との協議により定めた支払計画に基づき分割払いや前金払いも可とする。

1. 再委託について

事業の全部を第三者に一括して請け負わせる行為は認めない。技術的問題など合理的な理由がある場合に限り、業務の一部を再委託することは可能であるが、事前に書面にて市の承認を得ること。また、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

10　スケジュール（予定）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ４月 | ２８日 | 告示（参加表明書等の受付開始） |
| ５月 | １０日 | 参加表明書等提出締切 |
| ５月 | ２５日 | 企画提案書提出締切 |
| ６月 | ８・９日 | 審査委員会 |
| ６月 | １３日 | 契約 |

11　事務局

釧路市産業振興部阿寒観光振興課（担当：宮下・後藤・天野）

〒085-0467　釧路市阿寒町阿寒湖温泉２丁目６番２０号

電話：0154-67-2505　　ＦＡＸ：0154-67-2839

e-mail：ak-akankankou@city.kushiro.lg.jp